

日卸連発第 96 号
平成 28 年 8 月 1 日

別 記 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴連合会(社・機構・協会等)におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の薬価改定により、本年 4 月 1 日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を 2018 年度から 2020 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年 9 月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後 10 年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいる所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであります。日本保険薬局協会との間で覚書締結の促進を図っております。今後は、医療機関との間においても、こうした取組を参考として単品単価交渉を更に推進してまいりたいと考えております。

3 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考えから実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

別記

(社福) 恩賜財団済生会

(独法) 国立病院機構

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

(公社) 全国自治体病院協議会

(独法) 地域医療機能推進機構

(一社) 日本私立医科大学協会

日本赤十字社

日卸連発第 96 号
平成28年 8月 3日

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の薬価改定により、本年4月1日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後10年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいり所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、日本保険薬局協会との間でその促進を図っております。

3 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考えから実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

日卸連発第 96 号
平成28年 8月 9日

一般社団法人 日本保険薬局協会
会長 中村 勝 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴協会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の薬価改定により、本年4月1日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後10年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいり所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、貴協会の常任理事会社との間で覚書締結の促進を図っております。今後は、常任理事会社以外の会員会社との間においても、単品単価交渉の推進の観点から覚書締結を促進していただきたいと考えております。

3 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考えから実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

日卸連発第 96 号
平成28年9月14日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木桂生 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

医療用医薬品の流通改善について(お願い)

貴協会におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の薬価改定により、本年4月1日から新たな薬価による医薬品の価格交渉が開始され、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉も大詰めを迎えております。

ご高尚の通り、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、後発医薬品にかかる数量シェア目標値を2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする、後発医薬品の更なる使用促進の方針が示されました。また、薬価調査の信頼性の確保等の観点から「未妥結減算制度」が導入されるなど、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。こうした急激な環境変化を踏まえ、昨年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)において、今後10年先を見据えた流通改善の方向性を示す「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」(以下、「新提言」)が取りまとめられたところです。

当連合会としては、新提言を踏まえて、流通改善に本格的に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、医薬品卸業界全体で流通改善への気運を高めつつ取組みを徹底するため、下記の課題を盛り込んだポスターを作成し、会員卸企業が一丸となってそれらの課題解決に向けて取り組むこととしております。医療機関・保険薬局との価格交渉等においては、これを踏まえて対応してまいる所存ですので、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「単品単価交渉の推進」について

新提言においては、銘柄別収載及び市場実勢価格による薬価改定を実施している現行薬価制度の趣旨や、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、単品単価交渉が極めて重要な課題であるとされております。このため、今後、個々の医薬品の価値に基づく単品単価交渉を推進していく必要があります。

2. 「覚書締結の促進」について

単品ごとの価格を明示した覚書締結を促進することは、単品単価交渉を推進するための有効な方策の一つであり、日本保険薬局協会との間でその促進を図っております。

3. 「持続可能な後発医薬品の流通の実現」について

新提言においては、全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進は、医療の質を落とすことなく患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められております。今後、その具体化に向けて取り組んでいく必要があります。

4. 「本体価格(税抜価格)での交渉」について

当連合会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、一昨年10月から、2018年10月まで、「消費税表示カルテル」を実施しております。これは、従来、医療機関・保険薬局と医薬品卸企業との価格交渉は、薬価からの値引率(薬価差率)で行われておりましたが、薬価の中には消費税相当額が含まれておりますので、正味の値引率に消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品本来の価値に見合う価格が不鮮明になります。このため、薬価の中の薬価本体価格と消費税相当額を分解して「見える化」し、薬価本体価格からの値引率で価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましいとの考え方から実施したものであり、早急にその推進を図っていく必要があります。

医療用医薬品の流通改善

医薬品卸は、新提言を具体化するため、次の取り組みを進める必要があります。

- 1 単品単価交渉の推進
- 2 覚書締結の促進
- 3 持続可能な後発医薬品の流通の実現
- 4 本体価格（税抜価格）での交渉

平成27年9月、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会において、10年先を見据えた「医療用医薬品の流通改善の促進（新提言）」が取りまとめられ、今後の流通改善の方向性が示されました。



一般
社
法
人

日本医薬品卸売業連合会

Japan Pharmaceutical Wholesalers Association

協力：クレコンリサーチ & コンサルティング株式会社